



使用者のハラスメント対応に関わる法的留意点

—相談、調査・事実認定と人事上の措置・再発防止策—

近年、従業員からのハラスメントの通報事案が急増しています。現行法の下では、使用者は、職場におけるハラスメントを防止し、また発生した事案に適切に対処するために雇用管理上必要な措置を講じなければなりません。

本セミナーでは、使用者としてハラスメント事案に適切に対処するための法的留意点、具体的には、相談、調査・事実認定と人事上の措置、再発防止策という各点で法的に留意すべき事項を解説します。

日時 令和7年2月19日(水)

午後3時～5時

講師 弁護士 山中 健児

(石寄・山中総合法律事務所代表弁護士)

開催方法 WEB 開催

(Microsoft Teams meeting を使用)

定員 100名

対象者 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費 5,500円(税抜5,000円)

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

申込方法 FAX 又はメールでお申し込みください(申込み〆切り2月13日(木))。

【講義プログラム】

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 1. はじめに | 5. 懲戒権の行使 |
| (1) 近年のハラスメント通報事案急増の背景 | —懲戒規定例— |
| (2) 法律と雇用環境の変化 | —懲戒処分の要否と処分量定— |
| 2. 各種ハラスメントの法的理解 | 6. 関連する事例の紹介 |
| (1) セクハラ (2) パワハラ (3) マタハラ | (1) 判断のポイント |
| (4) その他のハラスメント | (2) トラブル防止のための留意点 |
| 3. 通報を受けた場合の対応 | 7. まとめと質疑応答 |
| —事実調査にあたっての注意点— | —再発防止のために求められること— |
| 4. 調査結果を踏まえた判断 | |
| —事実認定と評価— | |

【次回以降の開催予定】令和7年3月26日(水)、同年5月27日(火) いずれも午後3時～5時

参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい) ※申込み〆切り2月13日(木)

<p>テーマ：使用者のハラスメント対応に関わる法的留意点—相談、調査・事実認定と人事上の措置・再発防止策— 日 時：令和7年2月19日(水)午後3時～午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員 100名 参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円) ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。 ※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。</p>	
会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック☑をお願いします。
住所 〒	
所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます)。
TEL ()	FAX ()
その他の参加者 所属・役職	氏名
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせていただきます。	
【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい) 送付先住所 所属・役職・ご担当者氏名	

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。